

育児・介護休業法が改正されることを受けて、
鹿児島労働局 雇用環境・均等室に

育児休業に関する相談窓口を開設します

- 産後パパ育休（出生時育児休業）って、どういう制度？
- 子どもが〇月に生まれる予定。自分は育児休業を取れる？



労働者の方もお相談ください！
法改正のことだけでなく、現在の法律の内容
についてのお問い合わせも受け付けています。



- 有期契約労働者の育児休業はどう変わるの？
- 夫婦同時に育児休業を取れる？



- 子どもが生まれる労働者への個別周知・意向確認とは？
- 産後パパ育休（出生時育児休業）について知りたい。

中小企業事業主の方も、お気軽に
ご相談ください！

特別相談窓口のご案内

開設期間：令和3年11月29日（月）～令和5年3月31日（金）
（土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く）

開設時間：午前8時30分～午後5時15分（閉庁時間）

（相談窓口を利用される方へお願い）

鹿児島労働局 雇用環境・均等室では、相談者の方から丁寧にお話を聞いた上で、
資料を活用しながらわかりやすい説明をするよう努めています。

ご相談される際は、なるべく時間に余裕をもってお電話またはご来局ください。